

# 「西田哲学会上田閑照基金」規約

2020年12月12日制定

(名称)

第一条 本基金の正式名称は、「西田哲学会上田閑照基金」とする。

(目的)

第二条 本基金は、西田哲学会初代会長・故上田閑照氏による西田哲学会への遺贈金2,000万円を原資とし、西田哲学研究および広く日本哲学研究の推進と発展のため、西田哲学会ならびにその会員の活動を支援し奨励することを目的とする。

(使途)

第三条 上記の目的を達成するため、以下の使途に、本基金を用いる。

- 1 西田哲学会の企画（大会、研究会、その他）にかかる費用の援助
- 2 西田哲学研究および広く日本哲学研究の発展に寄与する事業のための費用の援助
- 3 その他、本基金の目的に合うと西田哲学会の理事会で認められた使途

(運営委員)

第四条 本基金の運用のため、若干名の運営委員を置く。運営委員は、西田哲学会の理事の中から理事会が選任する。運営委員は、理事会選挙ごとに改選する。ただし、再任を妨げない。

(代表)

第五条 本基金に代表を置く。代表は、西田哲学会会長とする。

(運営計画)

第六条 本基金の運営と使途に関する計画は、西田哲学会の理事会に附議し、承認を得ることとする。承認の際には、理事の過半数の賛成を必要とする。

(運営報告)

第七条 本基金の運営と使途に関する報告は、西田哲学会の理事会および会員総会で行う。

(運営実務)

第八条 本基金の運営実務は、西田哲学会の事務局があたる。

(会計年度)

第九条 本基金の会計年度は、西田哲学会の会計年度に準じるものとする。

(監査)

第十条 本基金が適正に運営されているかどうかの監査は、西田哲学会の会計監査がこれを行う。

(監査報告)

第十一条 西田哲学会の会計監査は、前条に定める監査の報告を、西田哲学会の理事会および会員総会で行う。

(規約の変更)

第十二条 この規約の改正は、西田哲学会の理事会の議を経なければならない。

附則

一. この規約は、西田哲学会の会員総会で報告された日（令和 2 年 12 月 12 日）から施行する。

二. 事務局は、下記に設置する。

〒929-1126 石川県かほく市内日角井 1 番地 石川県西田幾多郎記念哲学館内

TEL 076 (283) 6600

三. 西田哲学会の理事会は、7 月と 11 月の定例会以外に、必要に応じて臨時の会を設ける。